

公益財団法人日本ソフトテニス連盟
指導者の海外派遣に関する規程

(目的)

第1条 本規程は原則として国際ソフトテニス連盟に加盟の世界各国(地域)ソフトテニス連盟からの要請にもとづき海外のソフトテニス普及およびプレーヤー育成のために、主として実技の指導を行う指導者を3カ月以上の長期間派遣することを目的とする。

(海外派遣指導者の選考)

第2条 本規程による指導者の海外派遣は本人の申し出にもとづき国際委員会で審査のうえ理事会で決定し、会長が委嘱する。

(海外派遣指導者の選考要件)

第3条 海外派遣指導者の選考要件は原則として次のとおりとする。

- 1 ソフトテニスの指導者として資質と経験があること。
- 2 文部科学省公認指導者資格または本連盟の指導員、準指導員、名誉指導員のいずれかの資格または技術等級スペシャリスト以上を有し、かつ公認審判資格2級以上の本連盟会員であること。
- 3 海外での指導活動において必要な素養(言葉、現地環境への順応など)があることまたはその習得に意欲があること。
- 4 3カ月以上の一定期間現地滞在が可能なこと。
- 5 本連盟を代表し海外での指導にあたるにふさわしいものであること。

(海外派遣指導者の任務)

第4条 海外派遣の指導者は本連盟と派遣先連盟等が指定する指導活動を常態として行うものとする。

(指導者の海外派遣に関する当事者の責務)

第5条 指導者の海外派遣に関する本人、本連盟、派遣先連盟等の責務は原則として次のとおりとする。

1 本人

- (1) ソフトテニスの普及とプレーヤーの育成を目的とした現地における実技の指導およびそれに伴う活動
- (2) 現地における生活(費用を含む)
- (3) 現地における指導効果を高めるための会話、意欲向上方法などの研修
- (4) 月1回本連盟に対しての指導活動報告

2 本連盟

- (1) 派遣先の決定および派遣先連盟との指導活動に関する計画の調整、決定
- (2) 派遣に関する諸手続きおよび宿舍の斡旋
- (3) 渡航費、海外旅行傷害保険付与の費用負担
- (4) 月額5万円の活動費支給(端数は日割り計算)
- (5) 現地指導に必要な用具、用品、教材などの提供
- (6) その他可能な支援

3 各国(地域)連盟等

- (1) 指導者の派遣要請
- (2) 派遣指導者の現地活動に関する計画、実施推進
- (3) 派遣指導者の長期滞在に必要な現地における諸手続き
- (4) 宿舍の手配
- (5) 会話等研修の支援
- (6) その他可能な支援

(海外指導者派遣の中止)

第6条 海外派遣指導者が本規程に著しく違反し、指導活動を怠ったときおよび海外派遣指導者として不適格と認められたときは理事会の決定により派遣を中止することができる。その場合派遣者に対して直ちに帰国を命じるとともに、以後一切の支援を中止する。

附 則 この規程は平成13年10月27日より施行する。

この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。